

富山県立山環境配慮バス購入資金融資制度のご案内

1 融資対象者

次の条件を満たす必要があります。

- (1) 中小企業信用保険法第2条第1項各号（以下の中小企業者の範囲）に該当する者

業種	資本金(出資の総額)	常時使用する従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

* 1 資本金又は従業員数のいずれかが該当すれば対象となります。

* 2 一部業種において例外があります。(ex. 旅館業 5,000万円以下又は200人以下)

- (2) 県内に事業場を有し、一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス事業）又は一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）を営んでいる者

- (3) 県税を滞納していない者

2 融資対象

以下のバス（※）の購入に要する資金に該当すること。

※：購入するバスの条件

	路線バス	貸切バス
乗車定員	11人以上	
環境性能	自動車NOx・PM法の基準に適合するバス又は電気バス *中古車の購入も可能です。	
使用の本拠の位置	制限なし	県内
運行場所	立山有料道路等（桂台料金所～室堂）の全部又は一部を運行経路に含む路線において使用すること。	立山有料道路等の全部又は一部において運行する見込みがあること。 *「運行する見込みがある」とは、事業者として例年運行実績があること、立山へのバス旅行の自社企画があること等をいいます。
その他	重要 使用中の自動車NOx・PM法の基準に適合しないバスの 廃車又は譲渡 が条件です。	

3 融資条件

- (1) 融資限度額 1事業者当たり 5,000万円以内
- (2) 融資利率 年1.15%以内
- (3) 融資期間 7年以内(うち据置期間1年以内)
- (4) 償還方法 取扱金融機関の定めるところによります。
- (5) 担保及び保証人 取扱金融機関の定めるところによります。
- (6) 保証料率 年0.35%~1.05%

4 融資利用の決定

知事は、取扱金融機関と協議のうえ、貸付けの適否を決定し、申請者及び取扱金融機関に通知します。

5 取扱金融機関

県内金融機関

北陸銀行、富山銀行、富山第一銀行、商工中金、富山信用金庫、高岡信用金庫、
にいかわ信用金庫、新湊信用金庫、氷見伏木信用金庫、砺波信用金庫、石動信用金庫、
富山県信用組合、県内農業協同組合、北國銀行 等

6 必要書類

購入を予定している車両等について、要件を満たしているかどうかを確認しますので、前もって県自然保護課へご相談ください。

申請書類は、取扱金融機関を通じて、県自然保護課へ提出してください。

申請書などの様式は、別添要綱の様式で作成いただきますようお願いします。

電子データが必要な場合は、県自然保護課までご連絡いただくか、県自然保護課HPからダウンロードしてください。

〈県自然保護課HPアドレス〉

<http://www.pref.toyama.jp/1709/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00014201.html>